

名称：「物質の放射熱軽減塗料及び放射熱軽減方法」事件

特許権侵害差止等請求事件

大阪地方裁判所：令和6年（ワ）第4753号 判決日：令和8年4月16日

判決：請求棄却

特許法70条

キーワード：構成要件充足性

判決文：<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95963.pdf>

[概要]

被告製品は、構成要件A「空気中の水分によって硬化反応するアルコキシシロキサンをビヒクルの主成分とし、」を充足しないとして、特許権者である原告の被告に対する特許権侵害行為差止等請求等が棄却された事例。

[特許請求の範囲]

【請求項1】

- A 空気中の水分によって硬化反応するアルコキシシロキサンをビヒクルの主成分とし、
- B 金属粉末と溶剤を混合したものであって、
- C 該金属粉末の混合量は、該ビヒクル100容積部に対して金属粉末が30～50容積部であり、
- D 該金属粉末は、アルミニウム粉末、銀粉末、クロム粉末、ニッケル粉末の中から選ばれる1又は複数のものであり、
- E さらに沈降防止剤を混合したことを特徴とする
- F 放射熱軽減塗料。

[主な争点]

争点1-1：被告各製品が構成要件Aを充足するか

[裁判所の判断]（筆者にて適宜抜粋、下線）

『2 争点1-1（被告各製品が構成要件Aを充足するか）について

被告各製品におけるビヒクルの主成分が「アルコキシシロキサン」（構成要件A）と認められるかにつき検討する。

（1）甲8等試験の評価について

原告は、被告製品3をPyGC/MS法で分析した甲8試験により、①ヘキサメチルシクロトリシロキサン、②オクタメチルシクロテトラシロキサン、③メチルフェニルオリゴシロキサンが検出されたところ、別紙「原告主張の熱反応の過程図」のとおり、これらの熱反応前の3つの化合物はいずれもアルコキシシロキサンであることから、被告製品3のビヒクルの主成分はアルコキシシロキサンである旨主張し、甲51試験のとおり、被告製品1及び2についても同様である旨主張する。

この点、上記①ないし③のシロキサンの生成方法として、一般に、シラノール基を有するシリコーンレジンの「熱硬化」と、アルコキシ基を有するシリコーンオリゴマーの「湿気硬化」の2種類の反応が考えられることは当事者間に争いが無いところ、原告の主張を前提とすると、湿気硬化の反応によって上記①ないし③のシロキサンが生成されたことになる。しかし、甲8等試験は、試料に600℃の熱を加えるものであるが（「加熱条件：600℃×0.2分間」との記載。甲8、51）、この加熱により、熱硬化ではなく湿気硬化の反応が生じたといえることを認めるに足りる証拠はない。

（2）被告製品の硬化過程に関する原告の主張について

原告は、被告各製品の製品使用説明書（甲4～7）に「乾燥時間」や「半硬化乾燥」につい

告製品に使用される樹脂A及び樹脂Bはアルコキシシロキサンではなかったと解する方が自然であろう。裁判所の判断は、妥当であるとする。

以上
(担当弁理士：奥田 茂樹)